

## 災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供 並びに物資等の供給及び運搬に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と姫路商工会議所（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供並びに物資等の供給及び運搬に関する協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

### （協力内容）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づき災害対策本部又はこれに準じた体制を設置したときは、乙に対して、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 災害時において交通が途絶したため、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、水道水、トイレ等の提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- (2) 次に掲げる乙の施設の一部（以下「受入施設」という。）を、帰宅困難者に無償で提供すること。

所在地	姫路市下寺町43番地
施設名	姫路商工会議所
対象範囲	1階：展示室 2階：ホール

- (3) 受入施設で帰宅困難者約100名が1泊するために必要な数量の食料、水及び生活用品を、無償にて帰宅困難者に対して提供すること。
- (4) 甲が災害時における応急措置のため緊急に物資等の調達が必要となった場合、甲に対して、当該物資等の供給及び運搬を行うこと。

2 前項第4号に基づいて協力を要請する場合、甲は、品目、数量、場所等を明示した応援要請書（別記様式）をもって要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出することができるものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、乙の業務に支障がなく、かつ乙が相当と認める範囲及び期間において、協力の措置をとるよう積極的に努めるものとする。

- 2 乙は、前条第1項の要請を受け、協力の措置の内容が決定した場合は、当該措置の内容を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条第1項第4号の物資等の供給を実施したときは、速やかに乙が作成する物資等供給報告書により甲に報告するものとする。
- 4 乙は、必要に応じ、甲に対して前条第1項第4号の物資等の運搬について協力を求めることができるものとする。

### （物資の種類）

第4条 第2条第1項第4号の物資等の種類は、第2条第2項の要請を行った時点において、乙が調達することが可能なものとする。

(経費の負担と費用の支払)

第5条 第2条第1項第4号に基づく要請に対して、乙が甲に供給した物資等の対価及びその運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、物資等の供給及び運搬が終了した後、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

3 前項の規定により定められた対価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。  
(平常時の活動)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等に可能な範囲で参加するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年（2020年） 1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市  
姫路市長 清元秀泰

乙 姫路市下寺町43番地  
姫路商工会議所  
姫路商工会議所会頭 齋木俊治郎

(別記様式)

## 応 援 要 請 書

年 月 日

様

姫路市長

次のとおり物資の協力を要請します。

項 目	内 容
災 害 の 状 況	
応 援 を 必 要 と す る 事 由 ( 理 由 )	
応 援 を 必 要 と す る 物 資 、 数 量	
引 き 渡 し 場 所 等 ( 日 時 分 )	
そ の 他 必 要 な 事 項	